

ボランティア活動に携わる皆さんへ

ボランティア支援センター屋内施設を使用した活動に関する今後の取り扱いについて (ボランティア支援センター屋内施設使用に係る新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン)

成蹊大学ボランティア支援センター

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大について、予断を許さない状況が続いています。学生と教職員の安全と健康を守るべく感染防止対策の徹底に努めながら、学生の自発的な活動を支援するため、ボランティア支援センターの屋内施設を使用した活動を次のとおり許可することとします。

施設使用は、開室時間（通常：平日 9：00～17：00）の利用であれば、事前予約不要です。ただし、臨時閉室および人数制限（同時使用人数の制限：最大 8 名）・事前予約（登録団体に限り可能）によっては、利用をお断りする場合があります。また、成蹊大学活動制限指針のレベルが 3 以上に指定された場合には施設の利用を中止します。なお、活動にあたっては、以下に掲げるガイドラインの遵守することを条件とします。

登録団体は、特にガイドラインを全メンバーに事前配布し、納得したうえで遵守を約束する者だけが活動に参加してください。また、代表等の責任者や上級生は、所属メンバー等学生への活動参加を決して強制せず、各自の自主的な判断に委ねるようにしてください（強要されたと感じる言動は厳に慎むこと）。

オンラインで必ずミーティングの機会を設け、本ガイドラインの記載内容を参加予定者全員で確認し、遵守することを徹底してください。

<使用できるセンター内施設について>

- ①使用できる施設は、**成蹊学園本館 1 階ボランティア支援センター（フリースペース）**に限定します。
※セミナールームの使用を希望する際には、準備等の都合上、必ず事前に相談すること。
- ②使用できる日時は、原則として平日 9：00～17：00 までとします。
- ③活動に参加する人数は最大 8 人とし、お互いの間隔を 2m 以上確保に努めてください。距離の確保が難しい場合は、本センター内の飛沫感染防止アクリル板の使用やフェイスシールドの着用など、飛沫感染を防ぐ工夫や努力をした上で、最低でも 1m の確保を徹底してください。
- ④本センターの施設内でオンライン授業を受講することは認めません。
- ⑤本センター施設の清掃・消毒作業の支障となるため、私物や団体の物品について残置することは認めません（ただし、各団体の希望に応じて別途申請の上、ロッカーを貸し出します。団体の物品についてはロッカーを使用して保管することを認めます）。
- ⑥文房具などの貸出や、センター施設の機材等備品使用・貸出は原則認めません。印刷機およびノートパソコンを使用する場合には都度、スタッフの確認と許諾を得てください。
- ⑦本センター使用は、使用目的はミーティングや作業等に限ることとします。

※室内での運動や、大声を出す行為、もしくは密になるような活動は一切認めません。

<活動にあたり事前準備>

- ①参加する学生は来校14日以上前からの日々の行動について、外出先や接触者を記録し、感染症発生時に備えてください。
- ②日頃から石鹸による手指の洗浄もしくはアルコール手指消毒を励行し、手指で目鼻口を触らないよう努めてください。
- ③不要不急の外出を極力控え、公共交通機関の利用もなるべく控えるなどして、日常的に3密（密集・密接・密閉）を回避してください。
- ④外出時には必ずマスク（特段の理由がない限り不織布マスク）を着用し、安全な身体的距離（2m以上）の保持に努めてください。
- ⑤来校14日前から毎日1回以上の検温を行うとともに、咳や咽頭痛、悪寒などの風邪症状の有無などのチェックをしてください。
- ⑥発熱や風邪症状など体調不良がある場合は、薬剤を使用していない状態で、解熱後かつ、症状の消失後に少なくとも3日が経過していることを条件に本センターでの活動を認めます。

<日々の体調管理>

- ①毎日1回以上の検温を行うとともに、咳や咽頭痛、悪寒などの風邪症状有無などをチェックし、添付した健康チェック表により、健康状態を把握してください（特に登録団体の場合には、代表などが健康管理責任者として管理を一元化することが望ましい）。
- ②規則正しく食事を摂取し、毎日十分な睡眠をとるように心がけてください。
- ③日々の体調管理とは別に、学生一人一人が日記のような形で行動記録をつけ、万一感染者が出た場合に、その日の行動や経路を追えるようにしてください。

<道具などの衛生対策>

- ①道具などの共用は極力避け、止むを得ず共用せざるを得ない道具などは、高濃度アルコール（70%以上）液を使用して消毒して使用してください。
※本センターの文房具などの貸出や、センター施設の機材等備品使用・貸出は原則認めません。
※ノートパソコン・プリンターの使用は手洗いもしくはアルコール消毒を行ったうえで、印刷時および編集作業時に限り、必要最低限での時間使用に限って認めます。また、同時に1台のパソコンを2名以上で操作することは禁じます。パソコンのキーボードには、必ず新しい感染防止シートをのせて使用し、作業が終わったらゴミ箱に捨ててください。
- ②出入口のドアノブや机、椅子など、共有して触れる箇所についても、スタッフの指示のもと、使用前と使用後にアルコール消毒をしてください。

<活動時の感染症予防策>

- ①入退室時には必ず石鹸による手洗いもしくはアルコール手指消毒を行い、活動中のトイレ使用後にも必ず石鹸による手洗いを行ってください。
- ②入室時には、必ずマスク（特段の理由がない限り不織布マスクが原則）を着用し、本センター備え付けの機器でアルコール消毒と検温を行ってください。また、入退室時は各自のスマートフォン等の端末から、入退室入力システムへの登録を行ってください。

- ③活動参加者全員がマスク（特段の理由がない限り不織布マスクが原則）を常時着用してください。また、お互いの間隔を2m以上確保に努め、距離の確保が難しい場合は、センター備え付けの飛沫感染防止アクリル板の使用やフェイスシールドの着用など、飛沫感染を防ぐ工夫や努力をした上で、最低でも1mの確保を徹底してください。
- （使用許可上限人数である8名を遵守してください。）
- ④発語がある活動は、なるべく向かい合っただけの活動を避け、同方向を向いて活動してください。
- ⑤室内は可能な限り窓や扉を開放し、常時2方向換気を行い、十分な換気の徹底を図ってください。
- （全面的な換気を30分に1度を目安に行いますので、スタッフの指示に従ってください。）
- ⑥室内での食事については固く禁じます。なお、飲み物は可とします。
- （活動時には水分補給や、適度な休憩をとるなど熱中症対策や体調管理に気を付けてください。）
- ⑦活動の際に出たごみは、各自が用意したビニール袋にまとめ、持ち帰るかごみ箱に捨ててください。
- ⑧特に登録団体の場合には、活動への見学を希望する本学学生（新生を含む）がいる場合は学生の名前を確認し、対策マニュアルの内容を説明し、了解を得たうえで参加を認めます。
- ⑨学生同士の飲食を伴う会合は禁止します。
- ⑩ミーティングは可能な限りオンラインで行うようにしてください。

<感染の疑いがある部員ないし体調不良の部員への対応手順>

感染の疑いがある部員や体調不良の部員が発生した場合

1) 該当学生は、以下の報告を必ず行うこと。

- ①感染者、濃厚接触者となった場合や、感染が疑われる発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合は、保健室 HP (<https://www.seikei.ac.jp/university/campuslife/hoken/>) に従って報告し、療養期間・待機期間終了の報告と確認を行うまでは、登校及び課外活動への参加は不可とする。
- ②濃厚接触者となり検査を受けた場合（保健所の指示、自己負担等全て含む）、その結果を保健室に必ず報告すること。
- ③保健所からの指示等に基づき、療養期間・待機期間が解除されたら、すぐに保健室に連絡をすること。
- ④感染が疑われる発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合は、活動の可否に影響するため、極力PCR検査等が受けられるように、かかりつけ医等に相談し、その指示に従うこと。また、薬剤を使用していない状態で、解熱後、および症状の消失後に、少なくとも3日が経過していることを条件に活動復帰とする。

2) 団体としては以下の①～④に則り対応すること。

①感染者が出た場合

- ・マスク無しでの活動がある団体は、直ちに活動を停止し、部員は明らかに濃厚接触者に該当しない場合を除き、登校禁止とする。

活動の特性により、マスク無しでの活動があるなど感染症対策が十分に行えない団体に関しては、直ちに活動を停止し、本センターに報告する。また、発症2日前以降に感染者が課外活動に参加した日に、活動に参加していた部員は、感染者との接触に伴う濃厚接触者となる可能性があるため、直近の接触状況が分かる状態の健康チェック表を本センターに提出する。なお一定期間活動に参加していない、あるいは時間や場所をチームで分けて活動している場合など、明らかに接触の無い部員については、登校可能（対面授業への出席含む）とするが、それ以外の部員に関しては、濃厚接触者が保健

所から特定されるまでの期間は、登校禁止とする。

その後、保健所の指示や保健室の判断に基づき、濃厚接触者ではなくなった者に関しては、原則登校可能とする。濃厚接触者とならなかった場合も、特定されるまでの数日間の登校禁止については、本センターから団体へ出席停止に関する書類を発行するので、これを後日該当授業の担当教員に提出する。ただし、大学から別途指示がある場合は、その指示に従う。

- ・マスク着用での活動が徹底されている団体は、活動の継続、部員の登校が可能。

活動中の感染症対策が十分に行えている団体に関しては、活動での濃厚接触とならないため、活動の継続及び、感染者以外の登校は可能とする。

②濃厚接触者のみ出た場合

- ・全ての団体において活動の制限はなく、濃厚接触者以外の部員は登校も可能。

ただし、マスク無しでの活動の場合は、今後濃厚接触者が感染者となった場合に、他の部員が濃厚接触者になる可能性があるため、濃厚接触者を含め、部員の健康状態を十分に確認すること。

③感染が疑われる発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合

- ・マスク無しでの活動がある団体は、直ちに活動を停止し、明らかに濃厚接触者に該当しない場合を除き、部員は登校禁止とする。

活動の特性により、マスク無しでの活動があるなど感染症対策が十分に行えない団体に関しては、直ちに活動を停止し、本センター報告する。また、発症2日前以降に感染者が課外活動に参加した日に、活動に参加していた部員は、感染が疑われる体調不良者との接触に伴う濃厚接触者となる可能性があるため、直近の接触状況が分かる状態の健康チェック表を本センターに提出する。なお一定期間活動に参加していない、あるいは時間や場所をチームで分けて活動している場合など、明らかに接触の無い部員については、登校可能（対面授業への出席含む）とするが、それ以外の部員に関しては、感染が疑われる発熱等の風邪症状（体調不良）者の検査結果が判明するまで、もしくは、陽性となり、濃厚接触者が保健所等から特定されるまでの期間は、登校禁止とする。

その後、保健所の指示や保健室の判断に基づき、濃厚接触者ではなくなった者に関しては、原則登校可能とする。濃厚接触者とならなかった場合も、特定までの数日間についての出席停止に関する書類が本センターから発行されるため、後日該当授業の担当教員に提出する。ただし、大学から別途指示がある場合は、その指示に従う。

- ・マスク着用での活動が徹底されている団体は、活動の継続、部員の登校が可能。

活動中の感染症対策が十分に行えている団体に関しては、仮に体調不良者が感染者となった場合も、活動では濃厚接触とならないため、活動の継続及び、感染者以外の登校は可能とする。

活動復帰の前に、薬剤を使用していない状態で、解熱後、および症状の消失後に、少なくとも3日が経過していることを確認する。

- ④課外活動の停止期間に関しては、原則保健所の指示に基づくこととするが、感染者の発症2日前を含む最終参加日を0日として厚生労働省の定める濃厚接触者の待機期間に準じた日数とし、活動の内容等を確認して、学校医を含む大学保健室の意見に基づき、大学として最終的に決定するため、本センターの指示に従うこと。

<その他>

- ①本ガイドライン記載事項については、大学の方針や社会情勢等により変更となる場合があるほか、承認後であっても使用中止となる場合があるため、指示に従ってください。

- ②本ガイドラインの記載有無に限らず、感染症対策の観点からスタッフが必要な指示を行う場合はその指示に従ってください。
- ③本ガイドラインへの違反行為が見られた場合には、次回以降の使用について制限となる場合があります。また、明らかな違反行為は、即時使用中止とする場合があります。
- ④本センターが許可した場合を除き、本センター内での活動を告知する情報について SNS 等で広く拡散することは控えてください（予期せぬ来室者増を防ぐため）。

以上